

台風等で大量の漂着物が打ち上げられた時の
琵琶湖岸環境美化活動の手引

～ボランティア活動のための指針～

改訂版



琵琶湖岸漂着物美化活動研究会

はじめに

滋賀県では、平成4年に「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」（通称クリーン条例）を制定し、県民、事業者、団体、県と市町が協力して、美観の保持に努めてきました。

こうした環境美化に対する取組の成果もあり、ポイ捨てされたごみの量は、減少傾向にあります。

しかしながら、近年目立って台風等の大雨後に琵琶湖岸に大量の流木やよし、散在性ごみが漂着するようになってきています。

湖岸に打ち上げられた漂着物については、湖岸の管理者（県）または占有者が湖岸の清潔の保持に努めるとともに、市町は一般廃棄物の適正処理の観点から、環境美化を行っています。また、ボランティアやNPO団体が積極的に協力されている場合も見られます。

ところが、ボランティアの方々が湖岸漂着物の回収等を行われる場合は、量が多く、通常的环境美化活動よりも困難を伴うことがあります。

そこで、漂着物の回収等の環境美化活動を自ら実施されるボランティアの方々のための活動の指針として、この手引を作成しましたので、お役に立てていただきますとともにこうした活動がさらに活発に行われることを願っています。

最後となりましたが、本手引の作成にあたって御協力をいただきました皆様に感謝を申し上げます。



平成25年9月の台風18号通過後の琵琶湖岸の様子

平成26年12月

琵琶湖岸漂着物美化活動研究会

琵琶湖岸環境美化活動のフローチャート

台風等の大雨後に大量の湖岸漂着物¹⁾が打ち上げられる

第1章 実施の検討

1 現地の状況確認 (p2)

2 問合せ (p2)

3 関係機関との調整 (p2-6)

相談する関係機関	3-1 占有者(公園管理者、水泳場設置者等) ⁴⁾ 活動場所の管理者 ⁵⁾	3-2 市町環境美化担当課 3-3 市町(一部事務組合)ごみ処理施設
回収する漂着物の種類		
散在性ごみ ²⁾	活動の連絡	活動の連絡、ごみの処分方法、必要な手続の確認 3-4 地元自治会との連携に関する相談
流木等 ³⁾	活動の相談 仮集積場所の設置や収集運搬についての相談	搬入の了承、受入基準の確認、必要な手続の確認 3-4 地元自治会との連携に関する相談

第2章 実施の決定

1 場所の決定
2 日時・人数の決定
3 活動に必要な道具・機材等の確認 } (p7)

第3章 準備

1 当日の役割分担とスケジュール } (p8)
2 人員の確保
3 活動に必要な道具・機材等の準備 } (p9)
4 駐車場およびトイレの確保
5 ボランティア保険への加入

第4章 実施

1 実施の判断
2 会場設営・受付・道具の配布
3 開会と活動中の注意事項
4 後片付けと報告 } (p10-11)

-
- 1) 琵琶湖岸に打ち上げられる様々な物を指します。この手引では、散在性ごみおよび流木等を指します。
2) 散在性ごみとは空き缶、空き瓶その他の容器および包装(中身の入った容器および包装ならびに栓およびふたを含む。)、たばこの吸い殻、チューイングガムのかみかす、不用となった釣道具、紙くずならびに廃プラスチック類等の散乱ごみ(一般廃棄物)を指します。
3) 流木、竹、よし、水草を指します。
4) 土地または建物を自己のために排他的に利用または使用している者を指します。
琵琶湖岸やその周辺においては、水泳場設置者や県や市が管理する都市公園、自然公園等があります。
5) 法律上の権限に基づき、土地または建物を管理する者を指します。琵琶湖岸は河川法に基づき、県が管理者となっています。

第1章 実施の検討

ポイント

- 琵琶湖岸で環境美化活動を行う場合は、漂着物の回収だけでなく、回収物のごみ処理施設への収集運搬の方法やごみ処理施設での受入の可否についても確認、検討する必要があります。
- 湖岸漂着物には、大きく分けて散在性ごみと流木等がありますが、散在性ごみと流木等では回収等の活動を行っていただく場合に、手続が異なりますので注意してください。

1 現地の状況確認

台風等の大雨後に琵琶湖岸で大量の漂着物を確認し、環境美化活動を行いたい場合、まず現地で漂着物の量と種類を目視で確認します。(確認する際に参考となる資料を資料編(p13)に掲載していますので御確認ください。)

2 問合せ

環境美化活動に関することは次の窓口にお問合せください。

問合せ先(令和4年9月現在)	電話番号
琵琶湖環境部循環社会推進課(大津市)	077-528-3492
南部環境事務所(草津市・守山市・栗東市・野洲市)	077-567-5456
甲賀環境事務所(甲賀市・湖南市)	0748-63-6133
東近江環境事務所(近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町)	0748-22-7759
湖東環境事務所(彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町)	0749-27-2255
湖北環境事務所(長浜市・米原市)	0749-65-6653
高島環境事務所(高島市)	0740-22-6066

3 関係機関との調整

流木等の回収を実施される場合は、活動場所の管理者または占有者に相談いただいた上で、活動いただくこととなります。また、市町の処理施設では、受入基準があるため、回収した漂着物を受入れてもらえるのか事前に相談する必要があります。

相談する前に次の点について、整理をして伝えられるようにしてください。資料編(p13)の漂着物記録票で整理しておくことをお勧めします。

- 活動場所はどのあたりを想定しているのか。
- 活動日時はいつごろを想定しているのか。
- 散在性ごみを回収するのか、流木等を回収するのか。
- 活動の規模(人数等)はどれくらいを想定しているのか。

相談する関係機関は主に次のとおりです。

- 活動場所の管理者(県土木事務所)
- 占有者(公園管理者・水泳場設置者等)
- 活動場所を管轄する市町の環境美化担当課
- 市町(一部事務組合)ごみ処理施設

3-1 活動場所の管理者（県土木事務所）・占有者（公園管理者・水泳場設置者等）

○相談内容

回収する漂着物の種類	相談内容
散在性ごみ	活動の日時・場所・活動内容等をあらかじめ管理者等に連絡してください。
流木等	活動を行われる場合は日時・場所・活動内容等を相談してください。 また、散在性ごみと比較すると量が多くなりますので、仮集積場所の設置、収集運搬（回収集積までを行うのか、自ら搬入まで行うのか）について相談する必要があります。

○連絡先

河川（琵琶湖敷）管理者（令和4年9月現在）	電話番号
大津土木事務所管理調整課（大津市）	077-524-2813
南部土木事務所管理調整課（草津市・守山市・栗東市・野洲市）	077-567-5432
甲賀土木事務所管理調整課（甲賀市・湖南市）	0748-63-6155
東近江土木事務所管理調整課（近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町）	0748-22-7740
湖東土木事務所管理調整課（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）	0749-27-2243
長浜土木事務所管理調整課 （長浜土木事務所木之本支所管轄外の長浜市・米原市）	0749-65-6635
長浜土木事務所木之本支所管理課（長浜市高月町、木之本町、西浅井町）	0749-82-3705
高島土木事務所管理調整課（高島市）	0740-22-6048
土木交通部流域政策局河川・港湾室	077-528-4150
都市公園湖岸緑地管理者（令和4年9月現在）	電話番号
土木交通部都市計画課	077-528-4281
自然公園管理者（令和4年9月現在）	電話番号
琵琶湖環境部自然環境保全課	077-528-3487
湖岸堤管理者（湖周・湖岸道路の一部）（令和4年9月現在）	電話番号
独立行政法人水資源機構 琵琶湖開発総合管理所 湖北管理所 （長浜市、能登川地区（近江八幡市・東近江市））	0749-52-5160
独立行政法人水資源機構 琵琶湖開発総合管理所 湖西管理所（高島市）	0740-22-1500
独立行政法人水資源機構 琵琶湖開発総合管理所 湖南管理所 （草津市、守山市、野洲市、能登川地区を除く近江八幡市）	077-568-4102
独立行政法人水資源機構 琵琶湖開発総合管理所 用地保全課	077-574-0680

3-2 市町環境美化担当課

回収した漂着物の処理等は市町によって異なりますので注意してください。

収集運搬および処分の方法をあらかじめ決めておかないと、最悪の場合、回収したものを放置せざるを得ない状況になります。

また、市町では地域の環境美化活動（収集運搬等）への支援を行っている場合もあります。市町により対応が異なりますので、資料編（p14～p17）を参考にし、活動場所を管轄する市町に必ず事前に必要な事項を確認しましょう。

○相談内容

回収する漂着物の種類	相談内容
散在性ごみ	<p>① 活動の日時・場所・活動内容等をあらかじめ連絡してください。</p> <p>② 回収したごみの処理について次のとおり確認します。 『散在性ごみを市町に収集運搬してもらえるのか。』 ※市町に収集運搬してもらえない場合は、市町のごみ処理施設に自ら搬入するか、一般廃棄物の収集運搬許可業者に委託することになります。</p> <p>③-1 収集運搬してもらえる場合は、主に次の2点を確認します。 『散在性ごみの分別はどうすればよいのか。』 ※ごみの分別区分については、各市町によって基準が異なりますので、必ず市町に確認してください。 『ごみ袋は市町指定の袋を使用する必要があるのか、ごみ袋の提供は受けられるのか。』 ※ボランティア団体への支援としてごみ袋等の配布の支援を受けられる場合がありますが、必ず市町に確認してください。</p> <p>③-2 収集運搬してもらえない場合は、③-1の他に次の4点を確認します。 『自ら搬入する場合、受入れてもらえるのか。』 『散在性ごみの搬入先はどこになるのか。』 ※可燃物・不燃物・粗大ごみといった種類ごとに搬入する施設が異なる場合がありますので、搬入場所、搬入可能な時間を確認してください。 『散在性ごみの処分費用の減免制度はあるのか。』 ※ボランティア団体が散在性ごみを回収した場合に処分費用の減免制度が設けられている場合があります。必ず事前に手続を行ってください。 『自ら搬入せずに、一般廃棄物の収集運搬許可業者に委託する場合、許可業者はどこになるのか。』</p>
流木等	<p>確認事項については、散在性ごみの場合と基本的には同じですが、流木等については、その性状・量、市町（一部事務組合）のごみ処理施設の処理状況によって受入基準が異なります。</p> <p><u>流木等の搬入を検討する際には必ず市町に事前相談をし、了承を得た上で、受入基準を確認してください。</u></p> <p>市町の施設で処理が困難な場合は、民間の一般廃棄物処理施設に搬入する必要がある場合があります。</p> <p>なお、野焼きは禁止されています。</p>

○連絡先

市町環境美化担当課（令和4年9月現在）	電話番号
大津市北部クリーンセンター	077-598-2781
草津市環境経済部ごみ減量推進課	077-561-2346
守山市環境生活部ごみ減量推進課	077-584-4692
栗東市生活環境部環境政策課	077-551-0341
甲賀市市民環境部生活環境課	0748-69-2145
湖南市環境経済部環境政策課	0748-71-2326
野洲市環境経済部環境課	077-587-6003
近江八幡市市民部環境課	0748-36-5509
東近江市市民環境部廃棄物対策課	0748-24-5636
日野町住民課	0748-52-6578
竜王町生活安全課	0748-58-3703
彦根市市民環境部生活環境課	0749-30-6116
愛荘町暮らし安全環境課	0749-42-7699
豊郷町住民生活課	0749-35-8115
甲良町住民人権課	0749-38-5063
多賀町産業環境課	0749-48-8118
米原市市民部自治環境課	0749-53-5112
長浜市市民生活部環境保全課	0749-65-6513
高島市環境部環境政策課	0740-25-8123



散在性ごみ



流木等

3-3 市町（一部事務組合）ごみ処理施設

各市町には可燃物の焼却やリサイクル可能な資源の分別等を行う施設があります（清掃センター、クリーンセンター等名称は様々です）。より詳細な分別方法や受入基準について、必要に応じて確認する必要があります。

また、自ら搬入する場合は、搬入可能な時間等も確認し、搬入時間を調整します。

3-4 地元自治会

特に流木等を回収する場合で、回収量が多い時は、一定の期間、回収物を仮置きすることもありますので、事前に地元自治会に活動内容（日時、集積場所）を連絡しておきます。

また、駐車場の確保や環境美化活動への参加について相談してください。地元の自治会への連絡については、市町に相談してください。



自ら搬入する際の車



ボランティア袋



琵琶湖岸における環境美化活動の様子

第2章 実施の決定

ポイント

- ・ 管理者または占有者や市町との調整を経て、実施に向けて必要な事項を決定していきます。
- ・ ボランティアとして無理せず活動できる範囲を考え、活動を企画します。

1 場所の決定

漂着物の状況が確認できたらその場所が活動するのに適しているかどうかを確認します。確認する点はおおむね次のとおりです。

- ・ 立入禁止区域ではないか。
- ・ 回収物の搬出等の際、出入りがスムーズにできるか。
- ・ 周囲に危険な場所がないか。
- ・ 駐車場やトイレの確保が可能か。

2 日時・人数の決定

単に一緒に活動を行おうとするメンバーが集まりやすい日に設定するだけでなく、次の点も踏まえた上で、決定をしてください。

- ・ 回収物の収集運搬・市町（一部事務組合）ごみ処理施設への搬入処分的手段が確保できるのか。
- ・ 暑い時期は熱中症になる危険性が少ない時間帯の実施を検討できないか。

回収する漂着物の量と種類によって必要となる人数は変わってきますが、参加される人数から回収する漂着物の量と種類を決定することも一つの方法です。ボランティアを幅広く集める方法については p8 で解説しています。

3 活動に必要な道具・機材等の確認

散在性ごみを対象として活動をする場合と流木等を対象として活動をする場合とでは必要な道具が大きく変わってきます。

現場で必要となる道具をイメージし、自らの所有物の中から準備ができるかどうか、無い場合は購入またはレンタルをして準備できるかどうかあらかじめ確認しておきましょう。

資料編(p18～p19)で必要となる道具・機材等の例をあげていますので、参考にしてください。

第3章 準備

ポイント

- ・活動実施に向けて必要な準備を行います。当日の活動をイメージしながら進めていきましょう。

1 当日の役割分担とスケジュール

活動当日の道具や機材の搬入者、当日の活動内容の説明者、急病人等緊急時の対応者、回収物を自ら搬入する場合はその担当者等、あらかじめ誰がどのような役割を担うか決めておきましょう。

また、当日の活動人数、活動範囲、回収対象物の種類・量、道具の数に応じて散在性ごみや流木等の回収に各々何人あたってもらうか決めておきましょう。

次の表は当日のスケジュール例です。当日実施するか否かの判断基準、中止の場合の連絡方法等を整理し、参加者に連絡しておきましょう。また、回収物を自ら搬入する場合は受入時間を確認し、スケジュールを組む必要があります。

なお、琵琶湖岸の状況は日々変化するため、作業当日開始前または前日に活動場所を確認し、危険物等がないか、作業内容に変更がないかを確認することで、より円滑に活動を実施することができます。

スケジュール例
1. 活動実施の決定
2. 道具や機材の活動場所への搬入
3. 受付や休憩場所、ごみ集積所の設営
4. 受付・用具の配布
5. 開会・説明
6. 活動（随時休憩をとる）
7. 後片づけ、記録、報告
8. 回収物の搬入

2 人員の確保

自らが所属する組織（会社・学校・ボランティア団体等）にとどまらず、幅広く参加を募りたい場合は、チラシを作成したり、ホームページやSNS（Facebook等）を活用して周知する他に、次のような外部の機関に周知の御協力をお願いする方法があります。

活動日時、活動場所、募集人員、活動内容、準備物等を明確にして伝えることが大切です。

- ・ボランティアの支援団体
- ・大学
- ・報道機関（新聞・テレビ・ラジオ等）

ボランティアの支援団体、大学の窓口については、資料編(p20)にまとめましたので、参考にしてください。

また、台風等の後に漂着物が大量に打ち上げられた時の環境美化活動に御協力いただけるボランティア団体についても資料編(p20)で掲載しています。広く協力を求めたいときは、滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課経由で呼びかけを行います。

3 活動に必要な道具・機材等の準備

必要な道具については資料編(p18~p19)で例示していますが、活動を実施する際にどれくらいの経費が必要となるか試算したものについても資料編(p21)に掲載していますので参考としてください。

4 駐車場およびトイレの確保

p7「1場所の決定」のとおり、活動場所近くで駐車場所が確保できるかどうか、公共の駐車場がない場合は、協力を得られそうなところはないか確認し、活動内容に応じて駐車場を確保してください。

また、周囲にトイレがない場合は併せて、協力を得られそうなところはないか確認し、確保してください。

5 ボランティア保険への加入

活動を行う場合には、参加者の安全に細心の注意を払う必要がありますが、思わぬ原因でけがをしまう可能性があります。もしもの時に備えてボランティア保険に加入することをお勧めします。

社会福祉協議会や民間の保険会社ではボランティア保険加入制度があります。ただし、保険に加入し、補償を受けるためには必要な要件を満たす必要がありますので活動内容等を十分に説明してください。

第4章 実施

ポイント

- ・活動中は特に参加者の安全に気を配ってください。回収物が市町のごみ処理施設へ搬入されて初めて活動が終了しますので最後まで責任を持って取り組みましょう。

1 実施の判断

天気予報を確認し、当日実施するか否かについて確定してください。中止する場合はあらかじめ参加者に伝えていた方法で、できるだけ早く連絡しましょう。

2 会場設営・受付・道具の配布

活動場所まで道具や機材の搬入を行います。多くの参加者がいる場合は、外から見て、わかりやすいように集合場所やごみ集積所にのぼり旗等の目印になるものを設置することが望ましいです。参加者が集まり始めたら随時道具の配布を行います。

3 開会と活動中の注意事項

当日の活動内容、活動の範囲、回収物の種類、分別区分を参加者に説明し、活動を開始します。また、活動中の注意点は次のとおりとなりますので、併せて説明してください。

- ・参加者の動向に気を配り、参加者の体調管理および安全管理を徹底すること。特に流木を解体、細断する場合は離れた場所で行うこと。
- ・流木はあらかじめ確認しておいた受入基準に収まる大きさに解体・細断すること。
- ・琵琶湖岸の回収物（特に水草）については、砂を落とし、水分を含んでいる場合は十分に乾かすこと。
- ・流木等の中に尖ったガラス片や金属片、プラスチック片等の危険物が混じっている場合があるので注意すること。
- ・琵琶湖岸には希少動植物や危険動物（蛇等）が存在する場合がありますので、十分に注意して作業すること。

なお、集積場所では、ごみの種類ごとにまとめて置き、中身が見えない場合は袋にごみの種類を記入することが望ましいです。

4 後片付けと報告

後片付けの際には、主に次の点を確認します。

- ・のぼり旗等の撤去忘れがないか。 ・参加者の落とし物がないか。
- ・正しくごみの分別ができているか。
- ・（自ら搬入しない場合）集積場所は整理できているか。
- ・回収物の量はどれくらいになったか。

活動終了後には、次のとおり関係者に報告します。

関係者	報告内容
管理者または占有者	数日間にわたって回収物を仮置きする場合は集積場所の状況を報告する。
市町環境美化担当課	活動に対する支援を受けている場合は、実績報告書を作成する。
収集運搬実施者 (自ら運搬する場合を除く)	集積場所の状況を報告する。



よし・水草等の回収の様子



流木の解体、細断（右）の様子



細断後の流木



乾かしている水草



活動中の様子



後片付け後の様子



回収物の集積場所

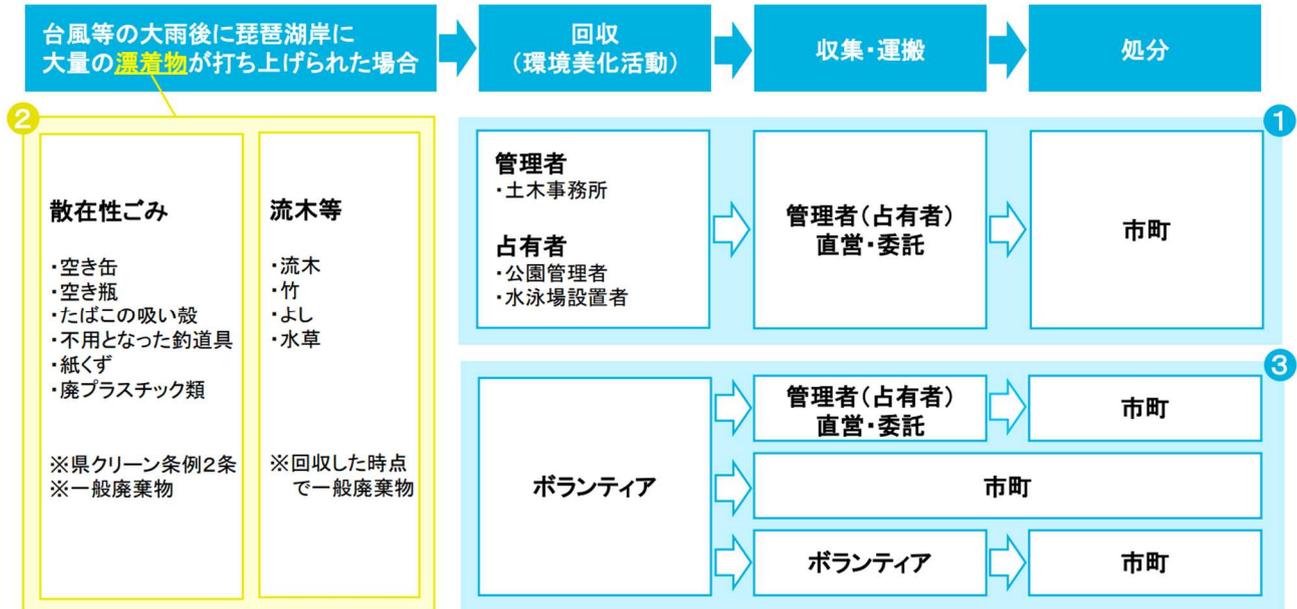
資料編

目次

台風等で大量に打ち上げられた琵琶湖岸漂着物の処理にかかるボランティア活動の位置付け……	12
漂着物記録票について（例） ……………	13
琵琶湖岸漂着物等実態把握調査の結果について……………	13
市町における一般廃棄物搬入施設、環境美化活動への支援状況等について……………	14
活動に必要な道具・機材等について（例） ……………	18
ボランティアを広く募りたい時に御協力いただける団体等……………	20
活動で必要となる経費の試算（例） ……………	21
流木の利活用について……………	22

台風等で大量に打ち上げられた琵琶湖岸漂着物の処理にかかるボランティア活動の位置付け

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課では、平成26年度に、琵琶湖岸漂着物美化活動研究会を設置し、台風等で大量に打ち上げられた琵琶湖岸漂着物の処理にかかるボランティア活動の位置付けを整理しました。



- ①湖岸漂着物は管理者または占有者が市町と協力し、処理を行っています。
- ②湖岸漂着物には、大きく分けると散在性ごみと流木等があります。
流木等は台風等の大雨後には量が非常に多くなり、漂着範囲も広範囲に渡るため、生活環境に影響があり、地域から回収の要請がある場合に処理を行っています。
- ③また、可能な範囲でボランティアの方々に活動いただいている事例もあります。
なお、回収した湖岸漂着物は、回収者が適正に処理しなければならず、収集・運搬および処分についてあらかじめ行政機関と調整しておく必要があるため、その部分を含め、解説を本手引で行っています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）《抜粋》
（国及び地方公共団体の責務）

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

（清潔の保持等）

第五条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2（省略）

3（省略）

4 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

5 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

（市町村の処理等）

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（省略）しなければならない。

漂着物記録票について（例）

現地の状況を確認する際に次のような様式に記録すると関係機関との調整を行う際の手助けとなります。

漂着物記録票			
1. 記録者 _____			
2. 確認日 _____			
3. 場所			
地図			
4. 現況			
写真			
5. 漂着物の状況			
量		内訳	
・なし		・散在性ごみ	0%
・少ない		・その他一般廃棄物	0%
・多い		・流木	0%
・非常に多い		・水草	0%
		・その他自然由来物（よし等）	0%
6. 補足事項			

琵琶湖岸漂着物等実態把握調査の結果について

平成26年度に滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課では、琵琶湖岸漂着物等実態把握調査を実施しました。5月～10月までの間に県内6地点で漂着した流木、よし、水草、散在性ごみ等の量を調査したところ、重量では99%が流木・よし等の自然派生物でした。また、散在性ごみについてはプラスチック類、ガラス・陶器類を中心に様々な種類のものが確認できました。

なお、調査結果の詳細については、ホームページで公開していますので、現地の状況を確認し、漂着物の内訳等を類推する際の参考としてください。

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/biwakokankyoubu/jyunkansyakaisuishinka/index.html>

市町における一般廃棄物搬入施設、環境美化活動への支援状況等について

琵琶湖岸に隣接する市町の搬入先の施設や環境美化活動への支援状況等について簡単にまとめました。令和4年9月時点の状況ですので活動にあたっては必ず事前確認を行ってください。

市町名	担当課	電話番号	搬入場所・住所	受付時間	分別方法	自然物(流木・よし・枝・竹・水草・雑草等)の取扱い その他受入基準	処分費用	処分費用の減免制度	市町収集運搬サービス	ボランティア用ごみ袋の提供	その他活動支援	備考
大津市	大津市北部クリーンセンター	077-598-2781	①大津市北部クリーンセンター ②大津市環境美化センター ③大津市北部廃棄物最終処分場	・月曜日から金曜日(祝日を除く) 午前9時～正午 午後0時45～午後4時 ・土曜日 午前9時～正午	①燃やせるごみ ②かん ③びん ④ペットボトル ⑤燃やせないごみ ⑥枝や木くず	・枝や木くずは、長さ40cm以下、太さ5cm以下に切って、袋に入れてください ・土砂・石・泥類の収集は行わない ・水草の収集は、行わない	美化活動等による廃棄物の収集、運搬及び処分については、手数料は徴収しない。		市が収集、運搬業務を行う	各団体が用意する。(任意の透明な袋なら可) 市からは提供しない。	なし	左の内容は、平時に行われる各種団体の美化活動について記載したものです。台風等で大量の漂着物が打ち上げられた時の琵琶湖岸の環境美化活動等については、各土地を管理する管理者にお問い合わせください。
草津市	資源循環推進課	077-562-6361	草津市立クリーンセンター 草津市馬場町1200番地25	・祝日を含む月曜日から土曜日および毎月第4日曜日 午前8時30分～午後4時 (ただし、事前の予約が必要)	①焼却ごみ類、プラスチック製容器類、ペットボトル類、刈草 ②空き缶類 ③その他ごみ類(飲・食料用ガラスびん類、破碎ごみ類および陶器・ガラス類) ④粗大ごみ(ただし、搬入できるのは、不法投棄された場所を所管する地元町内会のみ)	・木や枝は、1本が一辺50cm以下、直径5cm以下にし、持ちやすい大きさに紐でくくって出すこと ・葉や草は散乱しないよう指定ボランティア清掃専用のごみ袋に入れて出すこと ・直径5cmを超える木で、直径15cm以下で長さ150cm以下のものについては、粗大ごみとして受入可	クリーンセンターへ持込む場合手数料として、 200kg未満の場合 10kgあたり110円 200kg以上の場合 10kgあたり170円 が必要。	ボランティア清掃団体の代表者から本市に、原則として搬入希望日の10日前から7日前までにごみ搬入申請書(ボランティア)が提出され、本市がこれを許可した場合には、ごみの処分費用は全額減免	自治連合会や労働団体、福祉団体等で大規模なボランティア清掃が実施された場合のみ実施	ごみ搬入申請書(ボランティア)が提出され、本市がこれを許可したときにボランティア清掃団体から申し出があった場合、清掃参加予定者一人につき2枚(草の刈取りを含む場合4枚)を上限としてボランティア清掃専用のごみ袋を交付	ボランティア清掃活動で集めたごみを、ボランティア清掃専用のごみ袋で出すことも可としている。	
守山市	ごみ減量推進課	077-584-4692	環境センター 守山市環境学習都市宣言記念公園1番地2	午前8時30分～正午 午後1時～午後4時 (毎土・日曜日、年末年始は除く)	①焼却ごみ(プラスチック、ペットボトル含む) ②破碎ごみ(缶、ビン等) ③その他 ※粗大ごみや処理困難物は対象外、中の水は抜くこと	・流木、枝、竹は2m×1m×1m以下に切断すること ・水草は十分に乾燥させること ・土砂、石、泥類は受け入れ不可	140円/10kg ※事業系一般廃棄物 210円/10kg	あり。ただし、あらかじめ活動内容について相談し、必ず事前に手続きが必要。	なし	あり(数に限りあり) ※あらかじめ活動内容について相談し、必ず事前に手続きが必要。	清掃用具(火ばさみ)の貸出 ※あらかじめ活動内容について相談し、必ず事前に手続きが必要。	
野洲市	環境経済部環境課	077-587-6003	野洲クリーンセンター 野洲市大篠原3335番地	月曜日～土曜日(祝祭日、年末年始除く) 9時～12時 13時～16時	①可燃ごみ(草木、紙類、プラ類、ペットボトル類、布類等) ②不燃ごみ(金属類、硬プラスチック類、ガラス類、充電電池を使用しない家電等類) ③危険ごみ(蛍光灯、電池類、ライター、スプレー缶、充電電池を使用する家電類)	・幹回り20cm未満→長さ180cm以下に切断 ・幹回り20cm以上30cm未満→長さ100cm以下に切断 ・幹回り30cm以上一受入不可 竹は180cm以下に切断	減免あり ボランティア制度等の条件に合致するもののみ、所定の手続きを経て、減免対応を実施している ※費用減免を希望する場合は必ず事前に環境課への届出を行うこと	散在性ごみに限り運搬支援実施。自然物については自己搬入に限定している	希望枚数を配布	希望者には金バサミを貸出 環境課が管理する0.75tトラックについても、使用条件を満たす場合には貸出を実施		
東近江市	廃棄物対策課	0748-24-5636	日野清掃センター 可燃・可燃粗大・資源ごみ 日野町北脇1番地1 能登川清掃センター 不燃・不燃粗大ごみ・可燃粗大ごみ 東近江市種町528番地	・月曜日～金曜日(祝日を除く) 8時30分～12時 13時～16時30分 ・第4日曜日(能登川清掃センターのみ、翌日が休み(翌日が祝日の場合翌々日が休みとなる)) 8時30分～12時 13時～16時30分	①可燃ごみ ②可燃粗大ごみ ③不燃ごみ ④不燃粗大ごみ ⑤資源ごみ(剪定枝) ※ごみ出しルールブックに基づき分別すること	・ごみ出しルールブックにもとづくこと ・流木、枝(生木2m以下、枝があるもの直径4cm未満、枝の広がり30cm未満、枝がないものは直径10cm未満) ・よし、水草、雑草、竹(50cm以下に切りそろえる) ・可燃性粗大の廃木材(0.2m×0.2m×2.0m以下に切りそろえる)	150円/10kg(～300kg) 200円/10kg(310～kg)	なし ただし、事前に相談いただき、活動内容を確認の上、減免するかどうか判断する。	なし	あり	火箸の借用	

市町名	担当課	電話番号	搬入場所・住所	受入時間	分別方法	自然物(流木・よし・枝・竹・水草・雑草等)の取扱い その他受入基準	処分費用	処分費用の減免制度	市町収集運搬サービス	ボランティア用ごみ袋の提供	その他活動支援	備考
近江八幡市	市民部環境課	0748-36-5593	近江八幡市環境エネルギーセンター 近江八幡市竹町1143番地	月曜日から土曜日(祝日含む。ただし、年末年始は除く) 9時～12時 13時～16時	・可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみに分別すること。 ・ボランティア清掃袋に分別し、木枝や竹についてはまとめてひも等でくくこと。(市における収集運搬サービス依頼時のみ)	・木枝 長さ2m、太さ15cm以内のもの ・竹 長さ90cm以内のもの 上記を超えるものは搬入不可。	家庭系ごみ 1回の搬入 搬入量10kgにつき200円 事業系ごみ 1回の搬入 搬入量100kg未満の場合 搬入量10kgにつき250円 搬入量100kg以上の場合 搬入量10kgにつき300円	あり。事前に環境課窓口で申請が必要。	あり。事前に申請書の提出が必要。	あり。環境課窓口で提供可能。	特になし。	
彦根市	清掃センター	0749-22-2734	彦根市清掃センター 彦根市野瀬町279-1	月曜日～金曜日(祝日、休日、年末年始を除く) 9時～12時 13時～16時15分	①可燃ごみ ②不燃ごみ ③粗大ごみ ※ごみ分別ガイドブックに基づき分別すること	搬入を検討する場合は必ず事前相談すること。 ・流木等は可燃ごみ(太さ5cm、長さ60cm以下)と粗大ごみ(太さ20cm、長さ300cm以下)に分別し、粗大ごみを超える大きさは受入できない。 ・水草は十分に乾燥させること ・土砂、石、泥類は受け入れ不可 ・一度に複数台の搬入はしないこと。(1台ずつ時間を空けて搬入すること。)	事前申請すれば減免することができます。	・減免制度あり ・あらかじめ活動内容について相談し、申請書を提出すること。	・共益の美化活動を行う団体のみあり ・あらかじめ活動内容について相談し、申請書を提出すること。	・申請時にボランティア袋を提供可能。		
米原市	市民部 自治環境課	0749-53-5112	①可燃ごみ、可燃性粗大ごみ 一湖北広域行政事務センター(クリスタルプラザ)長浜市八幡中山町200番地 ②不燃ごみ、粗大ごみ 一湖北広域行政事務センター(クリーンプラント)長浜市大依町1337番地	・月曜日～金曜日(祝日を除く)および第4日曜日 8時30分～12時 13時～16時30分 ※第4日曜日および年末は予約が必要。	①可燃ごみ、可燃性粗大ごみ ②不燃ごみ、粗大ごみ ※こぼる～るに基づき分別すること	・流木、枝、竹は5cm×50cm以下に切断すること ・水草は十分に乾燥させること ・ヘドロを搬入する予定がある場合は事前に相談すること	80円/10kg	美化活動計画書の提出により判断します。	事前に相談してください。	美化活動計画書提出時に提供可能		
長浜市	環境保全課	0749-65-6513	可燃:湖北広域行政事務センター(クリスタルプラザ)長浜市八幡中山町200番地 不燃:湖北広域行政事務センター(クリーンプラント)長浜市大依町1337番地 【木の本地域、余呉地域、西浅井地域】 可燃、不燃:湖北広域行政事務センター(伊香クリーンプラザ)長浜市西浅井町畚掛1313番地1	・月曜日～金曜日(祝日を除く) 8時30分～12時 13時～16時30分 ・第4日曜日 13時～16時30分	①可燃ごみ ②不燃ごみ	・流木、よし、枝、竹については5cm×50cm以下に切断し束ねること ・水草については十分に乾かすこと	80円/10kg	あり 直接搬入する場合は活動実施後ごみを積んだ車で市役所本庁舎・北部振興局・各支所まできていただき、減免するか判断する。	なし	提供可能		
高島市	環境部 環境政策課	0740-25-8123	高島市環境センター 高島市今津町途中谷236番地	月曜日～土曜日(12月29日～1月3日を除く)、第3日曜日 9時～16時	①可燃ごみ ②不燃ごみ ※高島市ごみの分け方・出し方に基づき分別すること	・刈り倒しもしくは自然に還るように置いてもらう ・市内にある処分業者へ搬入して処分してもらう ※家具などで出た木材などについては1m間隔に切ってもらい処分場に搬入してもらう	・可燃ごみ等 環境センターへ搬入される場合 100円/10kg ・草木処分費 25円/1kg	・減免制度あり ・あらかじめ活動内容について相談し、申請書を提出すること。	・事前に活動日を報告して、指定の場所に固めてもらい後日収集業者や市の方で回収をする。	市指定のごみ袋以外ではあるが専用のごみ袋がある 来庁の際に渡している		

【参考】琵琶湖岸に隣接しない市町の搬入先の施設や環境美化活動への支援状況等

市町名	担当課	電話番号	搬入場所・住所	受付時間	分別方法	自然物(流木・よし・枝・竹・水草・雑草等)の取扱い その他受入基準	処分費用	処分費用の減免制度	市町収集運搬サービス	ボランティア用ごみ袋の提供	その他活動支援
栗東市	環境政策課	077-551-0341	栗東市環境センター 栗東市六地藏31	・活動日に応じて要相談 ・遅くとも1週間前には活動内容について相談し、申請書を提出すること ・地元自治会が実施する場合は、指定の日に地元集積場に排出しても可	①可燃ごみ ②その他プラスチック ③破砕ごみ・粗大ごみ ④資源ごみ(ビン、ペットボトル、古紙、古着、乾電池、金属類、ガスライター) ※ごみ分別ガイドブックに基づき分別すること	・流木、枝、竹等は50cm以下に切断すること ・水草は十分に乾燥させること ・石、がれき類は不可	事業系一般廃棄物とみなす 場合 左記①②③:210円/10kg 左記④:100円/10kg	・減免制度あり ・遅くとも1週間前には活動内容について相談し、申請書を提出すること ・申請の内容に応じて、減免対象とするか判断します	なし	活動内容について相談し、申請書を提出すること。	・清掃用具(火ばさみ等)の貸出
甲賀市	生活環境課	0748-69-2145	分別①> 甲賀広域行政組合衛生センター(甲賀市水口町水口6677) 分別②③> 不燃物処理場(甲賀市水口町水口6503/甲賀市土山町南土山甲976-1/甲賀市甲賀町上野127/甲賀市甲南町電法師1806/甲賀市信楽町1423-8)	・衛生センター 月曜日～金曜日 8時30分～12時 13時～16時30分 ・各不燃物処理場 9時～12時 13時～16時 (施設により開場日は異なる)	①可燃ごみ ②不燃ごみ(可能な限りごみ事典に基づく分別に協力いただきたい) ③その他(粗大ごみ、家電)※家電4品目は要相談 ※事前相談、届け出があるものに限る。	長さ1.8m以下、太さ5cm以内の土のついでないものに限る。	可燃ごみ 50円/10kg 粗大ごみ 300円/個	・減免制度あり ・あらかじめ活動内容について相談し、届出書を提出すること。	・共益の美化活動を行う団体のみあり ・あらかじめ活動内容について相談し、届出書を提出すること。	・共益の美化活動を行う団体のみあり ・あらかじめ活動内容について相談し、届出書を提出すること。	・清掃用具(火ばさみ)の貸出
湖南市	環境政策課	0748-71-2326	①リサイクルプラザ(湖南市岩根136番地) ②甲賀広域行政組合衛生センター(甲賀市水口町水口6677番地)	①リサイクルプラザ(9時～16時) ②甲賀広域行政組合衛生センター(8時30分～16時30分(12時～13時は休止))	①可燃ごみ ②不燃ごみ ③粗大ごみ	燃えるごみの袋に入るものは袋に入れて排出	①不燃ごみのリサイクルプラザへの搬入は、減免申請書の提出があれば無料 ②可燃ごみについては、年度初めに各区に人口に応じた枚数を配布している	①リサイクルプラザへの不燃ごみの搬入は減免申請により無償 ②可燃ごみ袋を配布	市での運搬サービス等はなし	年度初めに各区に人口割に応じて配布。通常どおりごみステーションに排出可能。	
日野町	住民課	0748-52-6578	中部清掃組合 ・可燃(粗大)ごみ クリーンわたむき(日野清掃センター) 日野町大字北脇1番地1 ・不燃(粗大)ごみ・可燃粗大ごみ 能登川清掃センター 東近江市種528番地	・クリーンわたむき(日野清掃センター) 月曜日～金曜日(祝日を除く) 8時30分～12時 13時～16時30分 ・能登川清掃センター 月曜日～金曜日(祝日を除く) 8時30分～12時 13時～16時30分 第4日曜日(翌平日は休み) 8時30分～12時 13時～16時30分	①可燃ごみ ②不燃ごみ ③粗大ごみ ※ごみ出しルールブックに基づき分別すること	・剪定枝は、枝なしの場合、直径10cm未満、枝ありの場合、直径4cm未満、枝の広がりは30cm以下とし、ひもでしばる。 ・竹は50cm以下に切断すること ・土砂、石、泥類は受け入れ不可	・規定に基づき減免	・規定に基づき提供	・清掃用具(火ばさみ、軍手等)の貸出、提供 ・活動費の補助制度		

市町名	担当課	電話番号	搬入場所・住所	受入時間	分別方法	自然物(流木・よし・枝・竹・水草・雑草等)の取扱い その他受入基準	処分費用	処分費用の減免制度	市町収集運搬サービスの提供	ボランティア用ごみ袋の提供	その他活動支援
竜王町	生活安全課	0748-58-3703	・日野清掃センター(滋賀県蒲生郡日野町大字北脇1番地1) ・能登川清掃センター(滋賀県東近江市種町528番地)	・月曜日～金曜日(祝日を除く) 8時30分～12時 13時～16時30分	・可燃ごみ ・不燃ごみ ※ごみ出し分別ルールブックに基づき分別すること	・流木、枝、竹は50cm×50cm以下に切断すること ・水草は十分に乾燥させること ・土砂、石、泥類は受け入れ不可 ・根っこは受け入れ不可	・150円/10kg 他	なし	・場合によって、あり(事前に町へ事業内容等を相談すること)	なし	・清掃用具(火ばさみ、軍手等)の貸出、提供
愛荘町	くらし安全環境課	0749-42-7699	①可燃ごみ リバーセンター 東近江市平柳町3-1 ②不燃ごみ ③ヘドロ 小八木中継基地 東近江市小八木町19	・月曜日～金曜日(祝日を除く) 9時～12時 13時～16時30分	①可燃ごみ ②不燃ごみ ③ヘドロ	・乾燥させて搬入すること	①可燃ごみ 90円/10kg(持込みの場合) ②不燃ごみ・・・減免制度あり	②不燃ごみ ③ヘドロ ・あらかじめ活動内容について相談し、申請書を提出すること。	なし	6月下旬～7月上旬頃の美化推進活動期間に合わせて、各自治会に可燃・不燃ごみ袋を配付。	
豊郷町	住民生活課	0749-35-8115	①燃やすごみ リバーセンター 東近江市平柳町3番地1 ②燃えないごみ 小八木中継基地 東近江市小八木町9番地	・月曜日～金曜日 9時～12時 13時～16時30分	①燃やすごみ ②燃えないごみ ※ごみカレンダーを参照すること	50cm以内の草木は燃やすごみ ※多量にある場合等事前にご相談ください	①燃やすごみ 20kgを超えると10kg毎に90円 ②燃えないごみ 5kg毎に50円 ※減免申請等は事前にご相談ください	自治会等、字清掃で出た場合は減免の対象になります。 ※事前に住民生活課までご相談ください	※事前に住民生活課までご相談ください	清掃用具(火ばさみ、軍手等)の貸出・提供 ※事前に住民生活課までご相談ください	
甲良町	住民人権課	0749-38-5063	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	自治会による刈草・剪定枝の処分費を行政が負担している。
多賀町	産業環境課	0749-48-8118	①可燃ごみ リバーセンター(東近江市平柳町3番地1) ②不燃ごみ 小八木中継基地(東近江市小八木19番地) ③粗大ごみ 多賀町役場(犬上郡多賀町多賀324番地)	・月曜日～金曜日(祝日を除く) 9時～12時 13時～16時30分 ・第4日曜日 13時～16時30分	①可燃ごみ ②不燃ごみ ③粗大ごみ ※ごみ分別ガイドブックにもとづき分別してください。	・搬入する予定がある場合は事前に相談ください。	①可燃ごみ 10kgごとに90円(20kg以下は無料) ②不燃ごみ 5kgごとに50円	・活動内容について事前申請すれば減免することができます。	なし	・処分費用の減免申請時に提供可能(可燃ごみのみ)	・清掃用具(火ばさみ)の貸出

活動に必要な道具・機材等について（例）

1 共通（散在性ごみ・流木等）

回収物の種類を問わず、次のものが必要となります。

品目	用途	準備する人
飲料	暑い時期に活動を実施する場合は、こまめに水分補給を行います。	実施主体または参加者個人
帽子	暑い時期に活動を実施する場合は、熱中症を防ぐために必要です。	参加者個人
運動靴・長靴	湖岸には割れたガラスや陶器の破片が落ちている場合があるので、底が厚めの運動靴を準備します。 また、水際で活動される場合には、必要に応じて長靴を準備します。	参加者個人
タオル	暑い時期に活動を実施する場合は、汗を拭うために必要です。	参加者個人
救急用具 ・虫よけスプレー ・虫刺され用ぬり薬 ・ティッシュ ・消毒液 ・ガーゼ ・脱脂綿 ・包帯 ・絆創膏 ・刺抜き 等	思わぬ怪我をする可能性があるので準備します。	実施主体または参加者個人
健康保険証	怪我や体調が悪くなった場合に必要となる可能性があります。	参加者個人
雨具（カッパ、傘）	活動中に急に雨が降ってくる場合に備えます。	参加者個人

2 散在性ごみ

散在性ごみを対象とした活動の場合は、次のものが必要となります。

品目	用途	準備する人
火ばさみ	ごみの回収に使用します。	実施主体または参加者個人
ごみ袋	ごみを入れるために使用します。 市町指定のごみ袋を使用する必要があるかどうか、事前に市へ確認をします。	実施主体または参加者個人
軍手	火ばさみでは回収できない狭い場所にあるごみを手で拾う場合は、軍手や手袋があると便利です。	実施主体または参加者個人
車（軽トラック等）	自らごみ処理施設にごみを搬入する場合は必要となります。	実施主体または参加者個人
ブルーシート（搬入用）	自らごみ処理施設にごみを搬入する場合は必要となります（散在性ごみを覆う、散在性ごみの下に敷く等）。	実施主体または参加者個人

3 流木等

散在性ごみを対象とした活動の場合は、次のものが必要となります。

品目	用途	準備する人
チェーンソー	木や竹は受入基準に収まる大きさに切りそろえる必要があります。	実施主体または参加者個人
チェーンソー燃料	チェーンソーの補給用燃料です。	実施主体または参加者個人
のこぎり	流木や竹は受入基準に収まる大きさに切りそろえる必要があります。	実施主体または参加者個人
斧・なた	流木や竹は受入基準に収まる大きさに切りそろえる必要があります。	実施主体または参加者個人
トン袋 (フレコンバッグ)	流木等は、量と容積が大きくなるため、一時的に仮置きする場合は、トン袋を活用します。 なお、自ら搬入する場合は、トン袋ごと搬入できる施設がほとんどないため、あらかじめブルーシートを敷いておき、その上に流木を積みます。	実施主体または参加者個人
ごみ袋	よしや水草については通常のごみ袋を活用することがあります。	実施主体または参加者個人
熊手 (スチール製)	よしや水草をかき集めるために使用します。	実施主体または参加者個人
備中鍬	水草を解きほぐすために使用します。	実施主体または参加者個人
一輪車	流木等は、量が多くなるため、集積場所へ集めたものを運ぶために使用します。	実施主体または参加者個人
手袋	散在性ごみとよしや水草を選り分けるために使用します。	実施主体または参加者個人
ゴム製手袋	水気を含むものに触れる際には耐水性の手袋があると便利です。	実施主体または参加者個人
テント ブルーシート (休憩用)	流木等については量が多くなるため長時間の活動となる可能性があります。可能であれば休憩スペースを確保します。 (テントの設営には、許可が必要となる場合がありますので、管理者に問い合わせください。)	実施主体または参加者個人
車 (軽トラック等)	自らごみ処理施設に流木等を搬入する場合は必要となります。	実施主体または参加者個人
ブルーシート (搬入用)	自らごみ処理施設に流木等を搬入する場合は必要となります。(流木等を覆う、流木等の下に敷く等)	実施主体または参加者個人

ボランティアを広く募りたい時に御協力いただける団体等

1 ボランティアの支援団体（平成 26 年 12 月現在）

ボランティアを広く募りたい時に御協力いただけます。詳しくは各団体に問合せください。

団体名	住所	TEL	FAX	E-mail	HP アドレス
滋賀県社会福祉協議会 ボランティアセンター	草津市笠山 7 丁目 8 番地 138 号 県立長寿社会福祉センター内	077-567-3924	077-567-5160	vc1@shigashakyo.jp	http://www.shiga-volunteer.net/
公益財団法人 淡海文化振興財団 淡海ネットワークセンター	大津市におの浜 1-1-20 ピアザ淡海 2 F	077-524-8440	077-524-8442	office@ohmi-net.com	https://ohmi-net.com/
認定特定非営利活動法人 しがNPOセンター	近江八幡市桜宮町 207-3 K&S ビル 3 F	0748-34-3033	0748-34-3033	shiga.npo@gmail.com	https://shiganpo.wixsite.com/website-1

2 大学（平成 26 年 12 月現在）

大学の学生ボランティア担当課に学内へ活動の周知をお願いする方法もあります。

大学名	担当課	TEL	FAX	E-mail
滋賀大学（経済学部）	学生支援課	0749-27-7530	0749-27-1149	seikatsu@biwako.shiga-u.ac.jp
滋賀大学（教育学部）	学生・就職支援係	0749-27-7530	0749-27-1149	soudan@edu.shiga-u.ac.jp
滋賀医科大学	学生課学生支援係	077-548-2070	077-548-2799	hqkagai@bellie.shiga-med.ac.jp
滋賀県立大学	学生・就職支援課学生係	0749-28-8218	0749-28-8298	gakusei@office.usp.ac.jp
滋賀職業能力開発短期大学校	学務援助課	0748-31-2253	0748-31-2255	shiga-college01@jeed.go.jp
成安造形大学	学生支援部内	077-574-2111	077-574-2120	kyougaku@seian.ac.jp
聖泉大学	学生課	0749-43-7512	0749-43-5201	gakusei@seisen.ac.jp
長浜バイオ大学	学生教育推進機構学生担当	0749-64-8100	0749-64-8140	gakusei@nagahama-i-bio.ac.jp
びわこ学院大学 びわこ学院大学短期大学部	学生支援課	0748-22-3388	0748-23-7202	gakusei@newton.ac.jp
立命館大学	BKC 学生オフィス	077-561-3917	077-561-3954	ritsvoc@st.ritsumeiji.ac.jp
	BKC サービスラーニングセンター	077-561-5910	077-561-5912	
龍谷大学	ボランティア・NPO 活動センター（瀬田キャンパス）	077-544-7252	077-544-7261	ryuvnc@ad.ryukoku.ac.jp
滋賀短期大学	学生支援課	077-524-9077	077-523-5124	gakusei@sumire.ac.jp
滋賀文教短期大学	学務課	0749-63-5815	0749-65-1921	kamiyam@s-bunkyo.ac.jp

3 ボランティア団体（平成 26 年 12 月現在）

漂着物が大量に打ち上げられた時に御協力いただける団体の一覧です。長年地域の環境美化に取り組んでおられます。協力を求めたい場合は、滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課に問合せください。

団体名	主たる活動場所
エコフオスター茶が崎	大津市西大津茶が崎
NPO 法人瀬田川リハビリ隊	大津市高橋川および瀬田川
芹川を美しくする会	彦根市芹川
認定 NPO 法人びわこ豊穡の郷	守山市日田川および赤野井湾
大溝の水辺景観まちづくり協議会	高島市乙女ヶ池周辺
伯母川調整池美化ボランティアの会	大津市伯母川調整池周辺
株式会社キタギロード	大津市唐崎四丁目
株式会社紅葉建設	東近江市山上町他
株式会社タケノウチ	大津市打出浜~におの浜二丁目、堂の川
株式会社社コーポレーション	近江八幡市白鳥川
株式会社社芳組	野洲市家棟川左岸（比留田~虫生）
株式会社宮元工務店	長浜市草野町草野川

団体名	主たる活動場所
相模川を美しくする会	大津市相模川（国道 1 号~由美浜）
滋賀県シルバー人材センター連合会	県内各地
白鳥川の景観を良くする会	近江八幡市白鳥川
新中河川美化プロジェクト	近江八幡市中小森町
大栄土木株式会社	近江八幡市安土町石寺山本川
西川電工株式会社	近江八幡市鷹飼町
特定非営利活動法人 長浜観光ボランティアガイド協会	長浜市元浜町
特定非営利活動法人びわ湖トラスト	大津市内
ひこね流木清掃実行委員会	彦根市馬場町、松原町、長曾根町
琵琶湖畔の景観を良くする会	近江八幡市長命寺町（松ヶ崎~休暇村）
美松電気株式会社	湖南市針家棟川西
利高工業株式会社滋賀工場	米原市長沢

活動で必要となる経費の試算（例）

以下の設定で経費の試算を行いました。流木等も含めて回収する場合で一から道具等を購入した場合を想定した（レンタルによる方が経済的、効率的と判断されるものはレンタルによる費用を計上しています）ので、費用が高くなっていますが、散在性ごみのみの回収をする場合は家庭にある道具を使用し、費用を抑えて実施することも可能です。

【設定】

活動日：2日間（回収1日、収集運搬1日）

人数：1日目 30人（散在性ごみ担当15人、流木担当5人、よし・水草担当10人）

2日目 15人

回収量：1t

	区分	品目	数量	単価	計（円）
1日目	回収	火ばさみ	15本	200	3,000
		チェーンソー借上料（エンジン式）	2台	3,150	6,300
		チェーンソー燃料費	2L	1,000	2,000
		斧	2本	3,500	7,000
		のこぎり（折り畳み式）	2本	2,000	4,000
		トン袋	3袋	1,500	4,500
		ごみ袋（45L 30袋入り）	2P	190	380
		熊手（スチール製）	5本	1,500	7,500
		備中鍬（本）	5本	2,000	10,000
		一輪車	3台	4,000	12,000
		てみ 手蓑	5個	2,000	10,000
		ゴム製手袋	30双	250	7,500
		テント借上料	1式	7,560	7,560
		ブルーシート	1枚	1,000	1,000
		保険料（傷害・賠償 2日分）	30人	58	1,740
飲料	30本	110	3,300		
2日目	収集運搬	軽トラック借上料(6H)	1台	3,250	3,250
		軽トラック燃料費	3.6L	160	576
		ブルーシート（軽トラック用）	2枚	1,000	2,000
		ロープ（軽トラック用）	1巻	1,300	1,300
		飲料	15本	110	1,650
処分	処分	可燃ごみ（搬入手数料）	搬入施設による		
		不燃ごみ（搬入手数料）			
		粗大ごみ（搬入手数料）			

合計 97,066円

流木の利活用について

琵琶湖岸の流木については、次のような利活用の事例もあります。(平成 26 年 12 月現在)

アート

滋賀県営都市公園湖岸緑地の指定管理者である近江鉄道ゆうグループでは、平成 25 年からアートそのものを楽しんでもらうとともに、湖岸の自然環境や漂着物の問題を知ってもらうことを目的として、流木アートイベントを開催されています。

流木や枝、落ち葉を使い、想像力を膨らませて作品をつくります。

年齢を問わず楽しむことができます。



環境教育

滋賀大学教育学部の岳野公人準教授は、流木等の滋賀県由来の木質バイオマスを利用した木工による体験型の環境教育教材の開発および実践に関する研究をされています。

木工の過程で出た大鋸屑^{おがくず}についても畑の肥料等に再利用し、資源循環の仕組みを実践することで世の中に廃材の利活用に関する提案をする試みをされています。



楽器の製作

彫刻家・粘土原型師の竹田佳宏さんは、作品が単なるオブジェに留まらず、触れて楽しめるものにしたいという思いから、琵琶湖の流木を用いてパッサカリオンというオリジナルの楽器を製作されます。

「変奏曲」の一種であるパッサカリアというスペインの舞曲があり、舞曲 (dance) の語源に「生命の欲求」という意味があることから「死にかけた材料から命あるものに変化した」という意味を込めて平成 11 年に竹田さんが命名されました。

バイオリンと似ていますが、大きさや材料、形が少し違います。

材料となる流木ごとに少しずつ奏でる音色が異なるため、流れ着いた浜ごとの音色を味わうことができます。



上：大津市
真野浜の流木
で製作

下：長浜市
さいかち浜
の流木で製
作

薪ストーブの燃料

滋賀大学の中野桂教授は、経済学分野で教鞭を執られるとともに、滋賀大学の環境総合研究センターのセンター長を務められ、琵琶湖の水環境問題や木質バイオマス等の再生可能エネルギー等の研究も行っておられます。

御自身でも循環型社会の形成に向けて、できるだけ化石燃料に頼らない生活を実践するため、御自宅を新築される際に薪ストーブを導入されました。

薪ストーブは石油ストーブと比べると、結露がなく、遠赤外線による輻射熱により、体の底から温まります。

燃料としては、瞬間性に優れた針葉樹の薪と持続性に優れた広葉樹の薪を組み合わせ使用され、琵琶湖の流木を活用することもあるそうです。

本手引は琵琶湖岸漂着物美化活動研究会において検討を行い、とりまとめました。また、手引作成にあたっては多くの方々に御協力、御支援いただきました。

琵琶湖岸漂着物美化活動研究会 構成員

滋賀県立大学 環境科学部 教授 井手 慎司
滋賀県立大学 地域共生センター 助教 上田 洋平
NPO法人芹川 代表 磯谷 友司
琵琶湖畔の景観を良くする会 代表 中江 洋二郎
琵琶湖畔の景観を良くする会 副代表 丹波 喜徳
彦根市市民環境部生活環境課
彦根市市民環境部清掃センター
近江八幡市市民部環境課
滋賀県土木交通部流域政策局河川・港湾室
滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課（事務局）

手引の作成にあたって格別の御支援をいただいた方々

ひこね流木清掃実行委員会 十河 勇一 他多数

（敬称略）

台風等で大量の漂着物が打ち上げられた時の琵琶湖岸環境美化活動の手引
～ボランティア活動のための指針～ 改訂版

2014年12月 初版発行
2022年9月 改訂版発行

